

平成9年6月24日

原子力局政策課

1. 調査目的

原子力に関わる法的救済に関する問題は、万一の事態における被害者の迅速かつ十分な救済並びに原子力産業の健全な発展の確保のため、極めて重要で緊急の課題である。このため、平成元年度の原賠法改正時の原子力委員会専門部会報告、及び参議院科学技術特別委員会附帯決議においても引き続き調査、検討を行うこととされている。また、IAEA等の国際機関においても、原子力損害の民事責任に関するウィーン条約の改正等の国際法制のあり方について検討を行っている。

本調査は、国際機関等における検討状況等国際動向を把握し、現行二条約（原子力分野における第三者責任に関するパリ条約及び原子力損害の民事責任に関するウィーン条約）を中心とする原子力損害賠償制度の問題点、その解決方策等について、国内法との関連に留意しつつ精査を加えることにより、原子力に関わる越境損害の法的救済についての整備の参考に供することを目的とする。

2. 委託先：（社）日本原子力産業会議

3. 委託期間：平成8年10月～平成9年3月

4. 調査内容及び成果

（1）ウィーン条約改正案

- ①常任委員会における議論は、ほぼ終了。
- ②残る問題は、排他的経済水域における裁判管轄権問題。
- ③我が国国内法との整合性の観点からの主要な問題は、時効及び免責事由。

（2）補完基金条約案

- ①常任委員会における議論は、ほぼ終了。
 - ②残る問題は、排他的経済水域における裁判管轄権問題及び補完基金のキャッシング（一定以上の負担割合を持つ国に対する負担金の制限）。
- 仮に我が国が本条約に参加する場合には、周辺国の動向、負担金のあり方等につき十分検討する必要がある。